

特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

◆ 諮問事項
総合高津中央病院の指定について

総合高津中央病院の申請内容

医療機関名	病院長名 (事業管理者)	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
総合高津中央病院	中村 良司	急性期	11	1,777	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制が整備されているが、医師の適切な勤務計画の作成や医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。

労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要支援を講じられたい。

備考

・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。

総合高津中央病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は以下の理念・方針を掲げ日々努力を重ねている260床を有する急性期病院です。

- I. 当院の理念 … 「医療を通じて地域社会に貢献します。」
- II. 基本方針 …
 1. 親切・迅速・奉仕に於いて最善の努力をします。
 2. 安全で質のたかい開かれた医療の提供を目指します。
 3. 地域の救急医療に全力で対応します。
 4. 保健・福祉の全面的な支援を行います。

この理念・方針をモットーに、地域医療への貢献を強く意識して「患者さま第一」の運営をしており、年間1800件弱の救急車を受け入れ、昼夜問わず24時間365日の救急医療体制を整備し、地域医療の中核的な役割を担っています。

労働時間短縮の取組は積極的に進めていますが、今後も救急医療の充実を図り、地域医療に貢献するためには、やむを得ず長時間労働とならざるを得ないため、B水準を申請します。

医療勤務環境評価センターによる評価結果

全体評価の体系

適	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
※	△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
	△	労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

※ 評価結果の取扱い

「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行うこと。

総合高津中央病院の共通要件達成状況

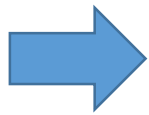
◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件(各水準共通事項)		確認方法	達成状況 (※)
1	都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。	以下、(1)～(3)により確認	○
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項全てが記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 医師の労働時間の状況 イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項 エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(2)	医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(3)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	指定申請様式6 (誓約書)	✓
2	都道府県知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	○

同医療機関に対する今後の対応について

① 県医療機関環境改善支援センターによる支援

同センターの労務管理アドバイザー（社会保険労務士）、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）の派遣を通じて、各病院の実態に応じて、タスクシフト等の促進を行い、労働時間の短縮を図ってまいります。



**既に支援実績があるため、既存アドバイザーから病院にヒアリングを実施。
必要に応じて県も同席の上、病院を訪問し今後の方針をすり合わせを行うこととします。**

② 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

◆ 本県では国の地域医療介護総合確保基金の区分6を活用し、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」として、医療提供体制の確保の観点から特例水準を適用する必要がある医療機関の労働環境及び将来的な労働時間縮減に向けた働き方改革を推進するための補助を行っています。

◆ 当該補助金により、人材確保に係る経費やICT機器、設備費、タスクシフト推進に係る経費等を支援してまいります。

諮問事項

① 申請者の指定申請の内容(共通要件)について

各水準共通要件



満たしている (医療勤務評価センターからも「〇」の評価を受けている)

② 申請者の指定申請の内容(各水準)について

B水準



地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割（救急医療等）を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関であると認められる。



以上のことから、今回申請のあった総合高津中央病院について、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

令和6年度の神奈川県への指定申請について

医整第 1088 号
令和6年4月12日

県内各医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長
(公印省略)

令和6年4月12日付け通知 (医整第1088号)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について (通知)

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)に基づき、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、都道府県知事に申請し、特定労務管理対象機関(B・連携B・C-1・C-2水準)の指定を受ける必要があります。

つきましては、本県における指定申請の手続きについて、次のとおりお知らせしますので、指定を希望される医療機関におかれましては、内容をご確認の上、**令和6年8月30日(金)までに**申請をお願いします。

- 1 指定申請に係る各資料について
 - ・各水準の指定要件及び提出書類(別添1)
 - ・指定申請様式(別添2)

※別添1、2の資料については以下県HPからダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f531764/index.html>

- 2 申請方法
原則、G-MIS(医療機関等情報支援システム)による申請となります。
なお、G-MISによる申請が困難な場合には、県へお問合せください。

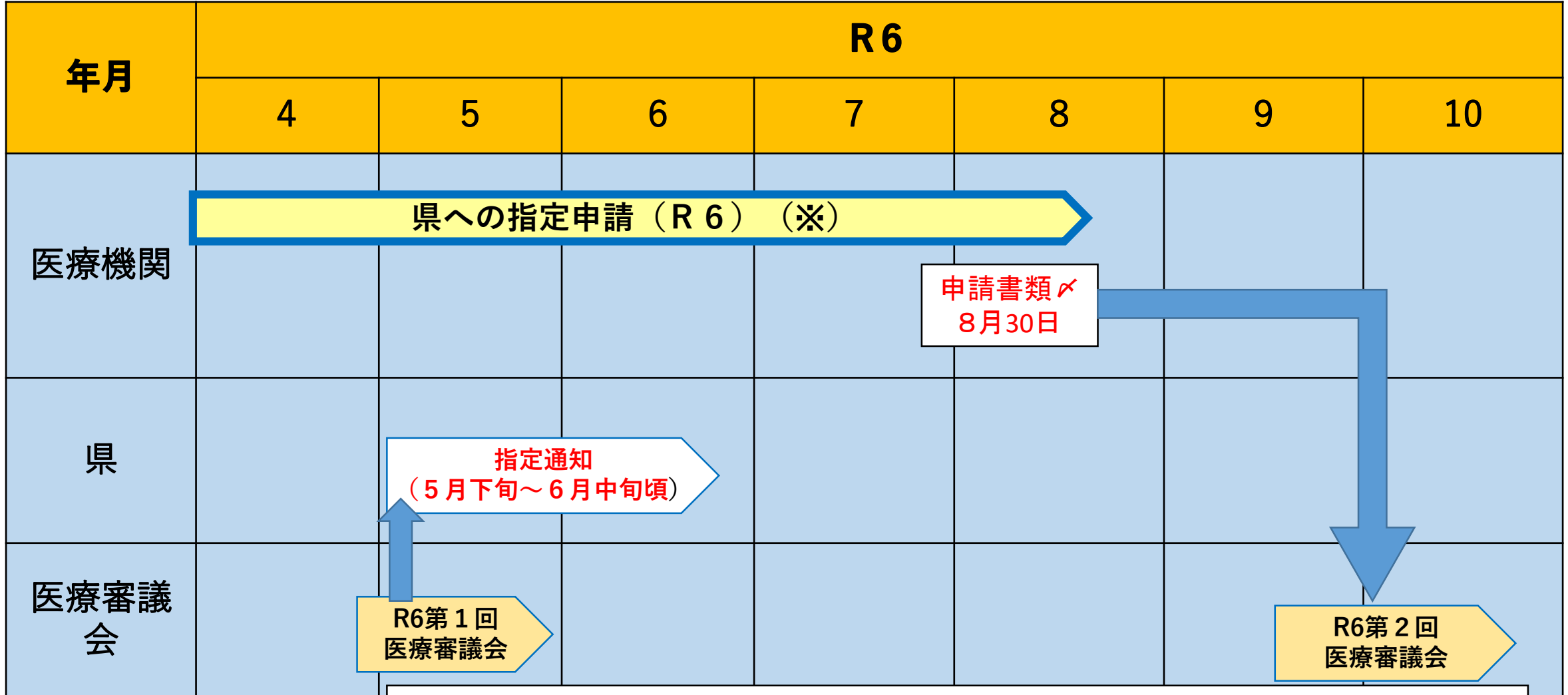
問合せ先
医療整備・人材課人材確保グループ 山本
電話: 045 (210) 4877
FAX: 045 (210) 8858
電子メール: ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

特例水準の指定申請期限 (第1回)



令和6年8月30日(金)

令和6年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール



※申請が想定される医療機関

- ・R5年度中に指定申請が間に合わなかった医療機関(1機関)
⇒現在、評価センターの評価受審中
- ・当初A水準で検討していたところ、実態として上限を超過する可能性がある医療機関(未定)

◆参考①

特定労務管理対象機関の指定要件等について

医師の働き方改革について

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進 (業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間			
C-2 (高度技能の修得研修)				

医師の健康確保

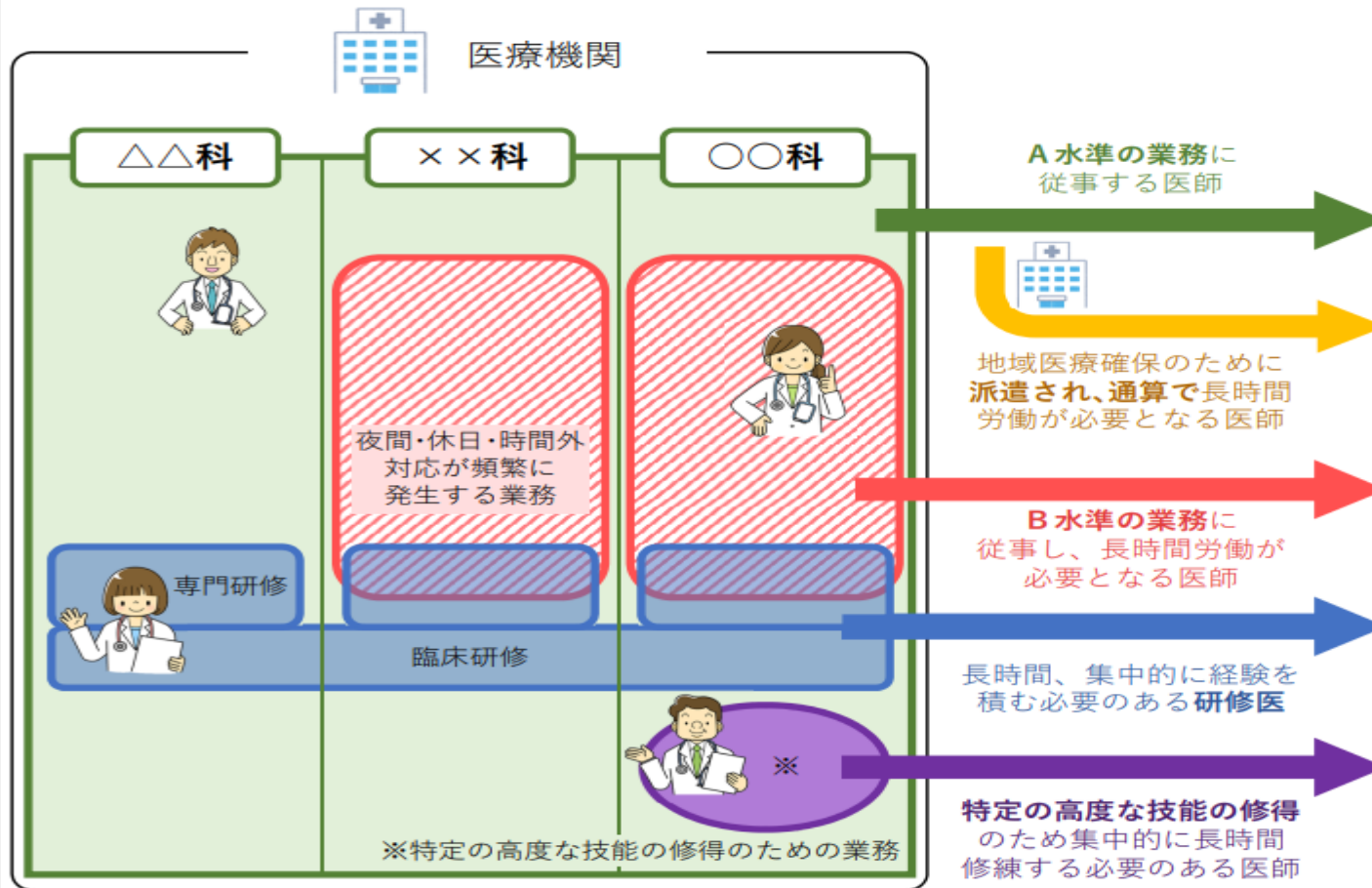
面接指導
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

特例水準の枠組み

各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。



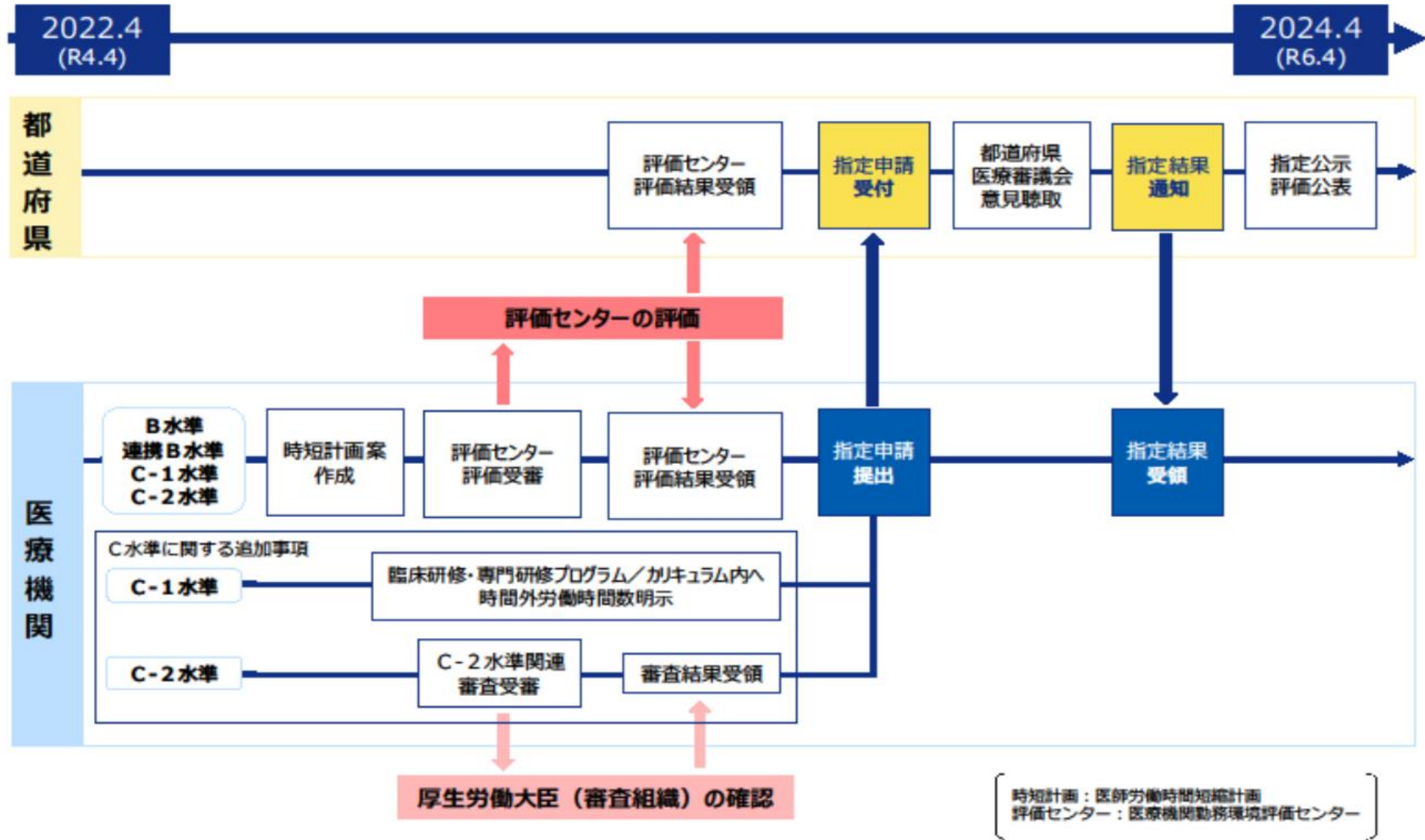
*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）

医療機関に必要な指定	医師に適用される水準	
	36協定で定めることができる時間*	実際に働くことができる時間*(通算)
—	960以下	960以下
連携B	960以下	1,860以下
B	1,860以下	1,860以下
C-1	1,860以下	1,860以下
C-2	1,860以下	1,860以下

臨床研修医にはより強い健康確保措置

この医療機関の例の場合、連携B、B、C-1、C-2の4つの指定が必要となる。（それぞれの指定要件は大部分が共通）

特定労務管理対象機関の指定に係るフロー



特定労務管理対象機関の指定にあたって

◆ B、連携B及びC-1水準

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること。【新医療法第113条第4項（※）】

※連携B水準は第118条、C-1水準は第119条、C-2水準は第120条での読み替え

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。【新医療法第113条第5項】

◆ C-2水準

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

特定労務管理対象機関指定要件（その他）

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件（各水準共通事項）	根拠（※）
都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。	新医療法第113条第3項
1 <ul style="list-style-type: none">・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。・次に掲げる事項全てが記載されていること<ul style="list-style-type: none">ア 医師の労働時間の状況イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	新医療法第113条第3項第1号
2 医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号
3 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号

※連携B、C-1、C-2は、それぞれ118条、119条、120条で読み替え

特定労務管理対象機関の指定要件（B水準）について

◆ B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割（救急医療等）を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■新医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

特定労務管理対象機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関	説明、具体例、他府県事例等
<p>◆医療計画において<u>三次救急医療機関</u>として位置付けられている病院又は診療所</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none">・新医療法第113条第1項第1号・新医療法施行規則第80条第1項第1号・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号）	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・救命救急センター
<p>◆医療計画において<u>二次救急医療機関</u>として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ <u>年間の救急車の受入件数が1,000件以上</u>であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ <u>5疾病・5事業の確保</u>について<u>重要な役割</u>を担う病院又は診療所であること。</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none">・三次救急医療機関と同様	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none">・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。 (医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。)

1号
救急医療

特定労務管理対象機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関

説明、具体例、他府県事例等

2号

在宅医療

◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所

【根拠法等】

- ・新医療法第113条第1項第2号
- ・医療法施行規則第80条第1項第2号
- ・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足

【説明】

- ・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型
- ・機能強化型在宅療養支援診療所の単独型・連携型

特定労務管理対象機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・新医療法第113条第1項第3号
- ・医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・**地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足**

説明、具体例、他府県事例等

(1) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）	精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関）
小児救急のみを提供する医療機関	左記のとおり
周産期医療を行う医療機関	・急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関
脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関	・脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上
心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関	・急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上

(2) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療を行う医療機関	・地域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん拠点病院
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	左記のとおり
児童精神科を行う医療機関	

なお、上記（1）及び（2）に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例労務管理対象機関の指定要件（連携B水準）について

◆ 連携B水準

■新医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。



医師派遣の実施に関する資料により確認
（派遣先一覧、派遣が必要な理由により判断）

特例労務管理対象機関の指定要件（C-1水準）について

◆ C-1水準

■新医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

8 特例労務管理対象機関の指定要件（C-2水準）について

◆ C-2水準

■新医療法第120条

都道府県知事は、当分の間、**特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、**当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。****

➡ C-2水準の対象として**審査組織**が特定する技能を有する医師を育成するの**に、十分な教育研修環境を有している医療機関**

◆参考②

特定労務管理対象機関の申請状況等について

医療勤務環境評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年4月29日現在

都道府県名	申込件数
北海道	25
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	10
茨城県	6
栃木県	8
群馬県	5
埼玉県	25
千葉県	30
東京都	51
神奈川県	35
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	16
愛知県	28
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	2
岡山県	5
広島県	10
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14

合計	489
----	-----

◆医療機関勤務環境評価センター

■県内医療機関の受審状況（4/29現在）

・ 35医療機関



特例水準の指定を受ける予定の医療機関はすべて申込済

◆神奈川県

■指定済医療機関（4/30現在）

・ 33医療機関（一覧は次ページ参照）

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

特定労務管理対象機関一覧①

	二次医療圏	医療機関名	水準
1	横浜	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	連携B
2		公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	B
3		横浜市立みなと赤十字病院	B
4		昭和大学横浜市北部病院	連携B
5		昭和大学藤が丘病院	連携B
6		昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	連携B
7		独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	B
8		聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	B
9		医療法人財団明理会 東戸塚記念病院	B
10		聖隷横浜病院	B
11		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	B
12		医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	B

	二次医療圏	医療機関名	水準
13	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	B
14		帝京大学医学部附属溝口病院	連携B
15	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	B、連携B、C-1
16		川崎市立川崎病院	B、C-1
17		独立行政法人労働者安全機構 関東労災病院	B
18	相模原	北里大学病院	B、連携B、C-1、C-2
19	横須賀・三浦	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	B、C-1
20	湘南東部	藤沢市民病院	B
21		一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院	連携B、C-1
22		医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	B、C-1
23		茅ヶ崎市立病院	B
24		医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	B

特定労務管理対象機関一覧②

	二次 医療圏	医療機関名	水準
25	湘南 西部	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	B
26		平塚市民病院	B
27		東海大学医学部付属病院	B、連携B、C-1
28	県央	医療法人徳洲会湘南厚木病院	B、C-1
29		厚木市立病院	B
30		社会医療法人社団三思会 東名厚木病院	B、C-1
31		医療法人徳洲会大和徳洲会病院	B
32		社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	B、C-1
33	県西	小田原市立病院	B

説明は以上です。